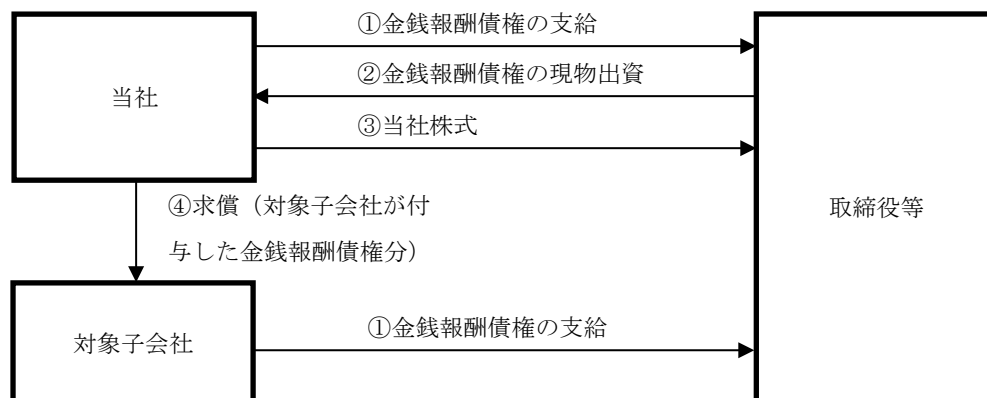




## 【本制度の概要等】



本制度は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役等に対し金銭報酬債権を付与し、取締役等は当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資することで、当社の普通株式（以下「本譲渡制限付株式」）の発行を受けることとなる株式報酬制度です。

この度、本制度に基づき、当社の執行役 6 名及び対象子会社の取締役 12 名（以下、「割当対象者」）に対し、金銭報酬債権合計 63,973,862 円を付与し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式 25,682 株を割り当てることといたしました。

なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び対象子会社における割当対象者の貢献度及び今回の譲渡制限期間における職責による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

また、当該金銭報酬債権は、割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」）を締結すること等を条件として付与いたします。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2019年8月16日～2022年8月15日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

なお、譲渡制限期間を3年とすることについては、本制度が株主様との中長期的な価値共有を進めることを目的としていること等を勘案の上、決定しております。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に対象役員（当社の取締役及び執行役、並びに、当社の国内子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社であって、日本法に基づき設立されたものをいう。）の業務執行取締役をいう。以下同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合であって、当該地位喪失に正当な理由がない場合には、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）の全てを、当該地位喪失の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社が正当と認める理由により対象役員のいずれの地位をも喪失した場合、死亡により対象役員のいずれの地位をも喪失した場合（配偶者、子、父母及び兄弟姉妹がいない場合は除く。）、又は日本国の居住者ではなくなった場合には、当該事象の発生した時点をもって、(i)本割当株式の数から、(ii)2019年7月から当該時点を含む月までの月数を12で除した数（計算の結果1を超える場合には1とする。以下同じ。）に本割当株式の数を乗じた数（計算の結果端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てる。以下同じ。）を引いた数の本割当株式を無償取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中継続して対象役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。また、当社が正当と認める理由により本譲渡制限期間が満了する前に対象役員のいずれの地位をも喪失した場合にも、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、死亡した場合（配偶者、子、父母及び兄弟姉妹がいない場合は除く。）、又は日本国の居住者ではなくなった場合には、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

### (4) 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付し、かつ、割当対象者が、当該会社分割に伴い対象役員のいずれの地位をも喪失することが見込まれる場合に限る。）、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本譲渡制限期間の満了時点より前に到来するときに限る。）には、当社報酬委員会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、2019年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

#### 4. 給付金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2019年7月17日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,491円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

以上